

証券コード 8844
平成27年6月5日

株主各位

東京都港区芝五丁目34番6号
株式会社コスモスイニシア
代表取締役社長 高木嘉幸

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月22日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願ひ申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月23日(火曜日)午前10時30分 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区内幸町一丁目5番1号
千代田区立内幸町ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第46期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト([http://www.cigr.co.jp/irinfo/ir\\_documents/meeting.html](http://www.cigr.co.jp/irinfo/ir_documents/meeting.html))に掲載させていただきます。

## 事 業 報 告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、平成26年4月に実施された消費増税の駆け込み需要の反動等から、個人消費の伸び悩みが見られたものの、アベノミクスによる景気刺激策・金融緩和の継続及び円安効果等により企業業績は回復基調で推移しました。

今後につきましては、平成29年4月への消費税再増税の延期、賃上げ実施企業の増加等により、実質賃金の改善が見込まれ、消費拡大による景気浮揚効果が期待されます。

平成26年の首都圏新築マンション市場におきましては、消費増税や建築費上昇の影響等により、供給戸数が3年ぶりに前年比減少となる44,913戸となりましたが、初月契約率は75.1%と堅調に推移いたしました。

首都圏マンション流通市場におきましては、平成26年度の中古マンション成約件数が前年比9.5%減少の33,265戸と3年ぶりに前年を下回りましたが、成約単価・成約価格は2年連続で上昇となりました。また、不動産投資市場におきましては、海外資金による不動産取得額が増加する等活発な取引が継続しております。

このような事業環境におきまして、当社は平成28年3月期を最終年度とした「コスモスイニシア 中期経営計画」の基本方針に則り、事業基盤の強化に努めてまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、前連結会計年度と比較して、不動産賃貸事業、不動産流通事業におきましては、增收増益となりましたが、不動産販売事業におきましては、リノベーションマンション等の販売が好調に推移した一方で、新築マンションの売上総利益率が低下したこと等から、売上高756億20百万円（前連結会計年度比12.1%増）、営業利益17億45百万円（同0.3%増）、経常利益13億51百万円（同2.5%減）を計上いたしました。

また、今後の業績見通しを勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、将来回収可能と見込まれる部分について繰延税金資産を計上したことに伴い法人税等調整額3億96百万円（益）を計上したこと等から、当期純利益17億35百万円（同37.8%増）を計上いたしました。

なお、平成26年11月6日に公表しました連結業績予想との比較におきましては、不動産販売事業において新築マンションの販売が好調に推移し、新築マンションの引渡戸数が増加したことや、不動産賃貸事業及び不動産流通事業においても概ね計画どおりの業績になったことに加え、販売費及び一般管理費の削減が図られたこと等から、連結業績予想を上回る実績となりました。

(単位：百万円)

|       | 第45期<br>(平成26年3月期) | 第46期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) | 前連結会計年度比 | 連結業績予想 | 連結業績予想比 |
|-------|--------------------|---------------------------------|----------|--------|---------|
| 売上高   | 67,441             | 75,620                          | 8,178    | 73,200 | 2,420   |
| 営業利益  | 1,739              | 1,745                           | 5        | 1,500  | 245     |
| 経常利益  | 1,386              | 1,351                           | △34      | 1,000  | 351     |
| 当期純利益 | 1,259              | 1,735                           | 475      | 1,000  | 735     |

当社は、企業価値の向上と株主の皆さまに対する利益還元を経営上の最重要課題と認識しておりますが、内部留保を図ることにより財務体質を改善し、今後の事業展開に備えることいたしましたく、誠に遺憾ではございますが、当事業年度の配当につきましては、無配とさせていただきたいと存じます。

何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

なお、中期経営計画の最終年度である平成28年3月期におきましては、通期の連結業績見通しを考慮し、期末配当金として1株当たり7円の復配を予定しております。

報告セグメントの業績は以下のとおりであります。

なお、各セグメントのセグメント損益は、営業利益ベースの数値であります。

### 【不動産販売事業】

新築マンション販売におきましては、『イニシア大森』（東京都）、「イニシア文京根津」（東京都）、「イニシア武蔵中原レジデンス」（神奈川県）、『イニシア浦安グランフィールズ』（千葉県）等、当連結会計年度の引渡戸数が772戸（前連結会計年度比27戸減）となったこと等により、売上高321億95百万円（同2.2%減）を計上いたしました。

新築一戸建販売におきましては、『コスマアベニュー西新井』（東京都）、「コスマアベニューハ千代台」（千葉県）等、引渡区画数が120区画（同31区画増）となったこと等により、売上高61億85百万円（同19.9%増）を計上いたしました。

リノベーションマンション等販売におきましては、『リノマックス目黒本町』（東京都）を引渡したことや、投資用不動産及び土地の売却等により、売上高73億8百万円（同353.5%増）を計上いたしました。

これらにより不動産販売事業全体におきましては、新築マンションの販売代理収入等を合計した結果、売上高460億94百万円（同14.0%増）、セグメント利益18億70百万円（同12.5%減）を計上いたしました。

なお、新築マンションの売上総利益率は前連結会計年度比3.6%低下の15.2%、新築一戸建の売上総利益率は同2.9%改善の12.8%となり、当連結会計年度末における新築マンション及び新築一戸建の未契約完成在庫は各々74戸（同59戸増）・23区画（同5区画増）であります。

※新築マンションにはタウンハウス、新築一戸建には宅地分譲、リノベーションマンション等には投資用不動産及び土地売却を含んでおります。

※共同事業物件における戸数及び区画数については、事業比率に基づき計算しております。

※売上総利益率の算出に際し、たな卸資産評価損は含めておりません。

#### <不動産販売事業の業績>

(単位：百万円)

|         | 第45期<br>(平成26年3月期) | 第46期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) | 前連結会計年度比 | 増減率(%) |
|---------|--------------------|---------------------------------|----------|--------|
| 売上高     | 40,435             | 46,094                          | 5,658    | 14.0   |
| セグメント利益 | 2,138              | 1,870                           | △268     | △12.5  |

#### <売上高の内訳>

(単位：百万円)

|               | 第45期<br>(平成26年3月期) |        | 第46期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) |        | 前連結会計年度比 |       |        |
|---------------|--------------------|--------|---------------------------------|--------|----------|-------|--------|
|               | 販売数量               | 売上高    | 販売数量                            | 売上高    | 販売数量     | 売上高   | 増減率(%) |
| 新築マンション (戸)   | 799                | 32,906 | 772                             | 32,195 | △27      | △711  | △2.2   |
| 新築一戸建 (区画)    | 89                 | 5,157  | 120                             | 6,185  | 31       | 1,028 | 19.9   |
| リノベーションマンション等 | —                  | 1,611  | —                               | 7,308  | —        | 5,697 | 353.5  |
| その他           | —                  | 759    | —                               | 404    | —        | △355  | △46.8  |
| 合計            | —                  | 40,435 | —                               | 46,094 | —        | 5,658 | 14.0   |

#### 【不動産賃貸事業】

不動産賃貸事業におきましては、首都圏におけるサブリース事業を中心に展開し、マンションの受託戸数が8,354戸（同283戸増）となり、新規稼働物件が収益に寄与したことや空室率が低下したこと等により、売上高143億51百万円（同6.8%増）、セグメント利益6億17百万円（同17.6%増）を計上いたしました。

#### <不動産賃貸事業の業績>

(単位：百万円)

|               | 第45期<br>(平成26年3月期) | 第46期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) | 前連結会計年度比 | 増減率(%) |
|---------------|--------------------|---------------------------------|----------|--------|
| 売上高           | 13,443             | 14,351                          | 907      | 6.8    |
| セグメント利益       | 525                | 617                             | 92       | 17.6   |
| 転貸マンション戸数 (戸) | 8,071              | 8,354                           | 283      | 3.5    |
| 空室率 (%)       | 5.1                | 3.7                             | △1.4     | —      |

### 【不動産流通事業】

不動産流通事業におきましては、法人仲介及びリテール仲介の取扱高、取扱件数が減少した一方で、中古マンションの買取再販（リニュアル）における引渡戸数が大幅に増加したこと等により、売上高38億82百万円（同171.3%増）、セグメント利益4億42百万円（同246.7%増）を計上いたしました。

#### <不動産流通事業の業績>

(単位：百万円)

|                | 第45期<br>(平成26年3月期) | 第46期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) | 前連結会計年度比 | 増減率(%) |
|----------------|--------------------|---------------------------------|----------|--------|
| 売上高            | 1,430              | 3,882                           | 2,451    | 171.3  |
| セグメント利益        | 127                | 442                             | 315      | 246.7  |
| 中古マンション引渡戸数（戸） | 10                 | 92                              | 82       | 820.0  |
| 仲介取扱高          | 41,891             | 36,514                          | △5,376   | △12.8  |
| 仲介取扱件数（件）      | 840                | 752                             | △88      | △10.5  |

### 【その他事業】

その他事業におきましては、オーストラリアにおけるホテル・リゾート運営事業の業績が改善した一方で、オフィス移転工事の受注が減少したことや販売費及び一般管理費が増加したこと等により、売上高124億70百万円（同3.9%減）、セグメント利益1億33百万円（同41.8%減）を計上いたしました。

#### <その他事業の業績>

(単位：百万円)

|         | 第45期<br>(平成26年3月期) | 第46期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) | 前連結会計年度比 | 増減率(%) |
|---------|--------------------|---------------------------------|----------|--------|
| 売上高     | 12,971             | 12,470                          | △501     | △3.9   |
| セグメント利益 | 229                | 133                             | △95      | △41.8  |

### ②資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、借入金を135億52百万円調達し、68億73百万円返済いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                 | 第43期<br>(平成24年3月期) | 第44期<br>(平成25年3月期) | 第45期<br>(平成26年3月期) | 第46期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(百万円)           | 80,200             | 85,824             | 67,441             | 75,620                          |
| 当期純利益又は(△)(百万円)    | 1,334              | △1,073             | 1,259              | 1,735                           |
| 1株当たり当期純利益又は(△)(円) | 71.48              | △134.96            | 41.52              | 51.18                           |
| 総資産(百万円)           | 58,375             | 48,170             | 70,754             | 82,794                          |
| 純資産(百万円)           | 14,425             | 13,109             | 14,156             | 15,929                          |

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均株式総数より算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

| 区分                 | 第43期<br>(平成24年3月期) | 第44期<br>(平成25年3月期) | 第45期<br>(平成26年3月期) | 第46期<br>(当事業年度)<br>(平成27年3月期) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)           | 70,037             | 75,529             | 55,315             | 64,332                        |
| 当期純利益又は(△)(百万円)    | 1,413              | △297               | 1,707              | 1,883                         |
| 1株当たり当期純利益又は(△)(円) | 79.26              | △72.82             | 56.27              | 55.55                         |
| 総資産(百万円)           | 48,009             | 35,675             | 56,686             | 69,337                        |
| 純資産(百万円)           | 12,440             | 11,528             | 12,973             | 14,857                        |

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均株式総数より算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況等

①親会社の状況

当社の親会社は大和ハウス工業株式会社であり、同社は当社の株式21,428千株（議決権比率63.2%）を保有しております。

②重要な子会社の状況

| 会 社 名                          | 資 本 金    | 当 社 の<br>議決権比率     | 主 要 な 事 業 内 容                                   |
|--------------------------------|----------|--------------------|-------------------------------------------------|
| 株式会社コスマスモア                     | 90百万円    | 100.0%             | マンションギャラリー設営事業、インテリア販売事業、オフィス移転改修事業、スチールハウス建設事業 |
| 株式会社コスマスライフサポート                | 30百万円    | 100.0%             | 不動産管理事業、不動産事業                                   |
| Cosmos Australia Pty Ltd       | 102百万豪ドル | 100.0%             | コスマスオーストラリアグループの統括事業、不動産コンサルティング事業等             |
| CA Finance Pty Ltd             | 1百万豪ドル   | 100.0%<br>(100.0%) | 金融業                                             |
| CA Asset Management Pty Ltd    | 0百万豪ドル   | 100.0%<br>(100.0%) | 不動産事業及びそれに附帯する事業                                |
| CA Summer Hill Pty Ltd         | 0百万豪ドル   | 100.0%<br>(100.0%) | 不動産事業                                           |
| KBRV Resort Operations Pty Ltd | 13百万豪ドル  | 100.0%<br>(100.0%) | ホテル・リゾート運営事業                                    |
| KBRV Services Pty Ltd          | 0百万豪ドル   | 100.0%<br>(100.0%) | リゾート管理事業                                        |

- (注) 1. 当社の議決権比率の( )内の数字は、間接議決権比率であり、内数で記載しております。  
 2. 平成26年5月19日付にて、CA Summer Hill Pty Ltdを新たに設立し連結子会社といたしました。  
 3. 平成26年10月29日付にて、株式会社コスマスライフサポートを新たに設立し連結子会社といたしました。

③重要な業務提携の状況

| 相 手 先         | 契 約 内 容              |
|---------------|----------------------|
| 大和ライフネクスト株式会社 | 管理業務及び工事請負業務等に係る業務提携 |

#### (4) 対処すべき課題

今後の日本経済は、雇用・所得環境の改善が消費拡大を後押しし、景気浮揚効果が期待される中、不動産市況におきましても、不動産投資市場・不動産流通市場を中心に堅調に推移するものと考えておりますが、新築マンション・新築一戸建市場におきましては、好不調の二極化傾向が見られることから、事業エリアの選定には一層の注意が必要となり、また商品企画にも価値創造努力が必要となるものと認識しております。

このような事業環境のもと、当社は、中期経営計画に定めた基本方針に則り、より良い都市生活環境の実現を目指し、あらゆるビジネス機会において「お客様に求められる、次の価値をつくる」ことに注力し、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

#### <基本方針>

##### ■アセットビジネス～住宅分譲（新築・再生）+投資用不動産（新規開発・再生）

『優位性を追求した適正規模による事業展開で収益性の向上を目指す』

- ・入札に依存しない事業用地・再生案件の取得に注力
- ・中古住宅ストックの再生・バリューアップ、再開発事業にも積極的に取り組む
- ・多様化するニーズに応える商品・サービスの進化、拡張を継続
- ・ビジネスモデル改革を促進し、営業利益率の改善・向上を目指す

##### ■ノンアセットビジネス～賃貸（サブリース）+不動産流通+工事関連他

『既存事業の飛躍的な成長・拡張と新規・派生ビジネスの創造を推進する』～業務提携及びM&A手法も活用

- ・賃貸（サブリース）・不動産流通等、既存事業の飛躍的な成長・拡張を目指す
- ・革新性を持った新規・派生ビジネスを創造する
- ・売上拡大と営業利益率の向上を目指す

<中期経営計画の進捗状況>

中期経営計画において目標とする経営指標は以下のとおりであり、計画期間累計において同計画を上回る見込みであります。

(単位：百万円)

|       | 第45期<br>(平成26年3月期) |        | 第46期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) |        | 第47期<br>(平成28年3月期) |        | 中期経営計画<br>期間累計 |         |
|-------|--------------------|--------|---------------------------------|--------|--------------------|--------|----------------|---------|
|       | 中期経営<br>計画         | 実績     | 中期経営<br>計画                      | 実績     | 中期経営<br>計画         | 今回見通し  | 中期経営<br>計画     | 今回見通し   |
| 売上高   | 66,500             | 67,441 | 78,000                          | 75,620 | 88,000             | 90,000 | 232,500        | 233,062 |
| 営業利益  | 1,000              | 1,739  | 1,100                           | 1,745  | 4,000              | 3,500  | 6,100          | 6,984   |
| 経常利益  | 650                | 1,386  | 700                             | 1,351  | 3,600              | 3,000  | 4,950          | 5,737   |
| 当期純利益 | 600                | 1,259  | 600                             | 1,735  | 3,500              | 2,900  | 4,700          | 5,895   |

(5) **主要な事業内容** (平成27年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社8社並びに関連会社1社により構成されており、事業は不動産販売事業、不動産販売代理事業、不動産賃貸事業、不動産流通事業、工事事業、海外事業及びこれらに附帯する事業を行っております。当社グループが営む主な事業内容、各関係会社等の当該事業における位置付け及び報告セグメントとの関係は以下のとおりであります。

①不動産販売事業

・不動産販売事業

当社は、「イニシアシリーズ」等の新築マンション販売、「コスモアベニューシリーズ」等の新築一戸建販売、「ザ・ロアハウスシリーズ」のタウンハウス販売及びリノベーションマンション販売を行っております。

・不動産販売代理事業

当社は、新築マンションの販売代理等を行っております。

②不動産賃貸事業

当社は、マンション及びオフィスビル等の転貸（サブリース）等を行っております。

③不動産流通事業

当社は、買い替え等の中古物件需要に対応するマンションの仲介、マンション及び事業用地等の土地・建物の仲介、中古マンションの買取再販並びに不動産に関するコンサルティング等を行っております。

④その他事業

・工事事業

連結子会社の株式会社コスモスモアは、マンションギャラリー設営、インテリア販売、オフィス移転改修、スチールハウス建設等を行っております。

・海外事業

連結子会社のCosmos Australia Pty Ltd及びその子会社5社は、オーストラリア・クイーンズランド州フレーザー島（世界遺産に登録されている世界最大の砂の島）においてホテル・リゾート運営等を行っている他、オーストラリア国内における不動産関連の事業を行っております。

(6) **主要な事業所** (平成27年3月31日現在)

①当社

本 社：東京都港区芝五丁目34番6号

西日本支社：大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号

②主要な子会社の事業所

株式会社コスモスモア

本社：東京都港区芝五丁目33番7号

Cosmos Australia Pty Ltd

本社：オーストラリア・クイーンズランド州ブリスベン市

(7) **使用人の状況** (平成27年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

| 事 業 区 分 | 使 用 人 数     | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|-------------|
| 不動産販売事業 | 156名 (103名) | 2名減 (10名増)  |
| 不動産賃貸事業 | 28名 (35名)   | 3名増 (2名増)   |
| 不動産流通事業 | 56名 (28名)   | 8名増 (2名増)   |
| その他事業   | 163名 (308名) | 9名増 (18名増)  |
| 全社 (共通) | 43名 (25名)   | 1名増 (10名増)  |
| 合 計     | 446名 (499名) | 19名増 (42名増) |

(注) 1. 上記使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

| 使 用 人 数     | 前事業年度末比増減   | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 283名 (191名) | 10名増 (24名増) | 37.8歳   | 13.0年       |

(注) 上記使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **企業集団の主要な借入先の状況** (平成27年3月31日現在)

| 借 入 先         | 借 入 金 残 高 |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 6,421百万円  |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 6,089百万円  |
| 株式会社みずほ銀行     | 5,918百万円  |
| 株式会社三井住友銀行    | 5,808百万円  |
| 株式会社あおぞら銀行    | 3,037百万円  |

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当連結会計年度におきましては、該当事項はありません。

## II. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 505,000,000株
- ②発行済株式の総数 33,911,219株
- ③株主数 6,486名
- ④大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                  | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 大和ハウス工業株式会社                                            | 21,428,616株 | 63.19%  |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG<br>(FE-AC)          | 479,925株    | 1.41%   |
| 株式会社SBI証券                                              | 430,800株    | 1.27%   |
| ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY<br>(CAYMAN) LIMITED | 404,400株    | 1.19%   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                            | 398,925株    | 1.17%   |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS<br>ACCOUNT ESCROW     | 350,000株    | 1.03%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                              | 295,700株    | 0.87%   |
| 山路 孟                                                   | 267,200株    | 0.78%   |
| 藤岡 義久                                                  | 266,400株    | 0.78%   |
| 株式会社エーシーエヌ                                             | 200,000株    | 0.58%   |

（注）持株比率は、自己株式3,258株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

①新株予約権等に関する重要な事項

|                        | 第3回新株予約権                     | 第4回新株予約権                     |
|------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議の日                 | 平成17年7月25日                   | 平成17年7月25日                   |
| 新株予約権の数                | 27個                          | 21個                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類       | 普通株式                         | 普通株式                         |
| 新株予約権の目的となる株式の数        | 2,700株<br>(新株予約権1個当たり100株)   | 2,100株<br>(新株予約権1個当たり100株)   |
| 新株予約権の払込価額             | 無償                           | 無償                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり3,317.2円                | 1株当たり3,317.2円                |
| 新株予約権の行使期間             | 平成17年7月26日から<br>平成27年6月28日まで | 平成17年7月26日から<br>平成27年6月28日まで |
| 新株予約権の主な行使条件           | (注) 1                        | (注) 2                        |

|                        | 第5回新株予約権                     | 第6回新株予約権                     |
|------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議の日                 | 平成17年7月25日                   | 平成17年7月25日                   |
| 新株予約権の数                | 16個                          | 2,070個                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類       | 普通株式                         | 普通株式                         |
| 新株予約権の目的となる株式の数        | 1,600株<br>(新株予約権1個当たり100株)   | 207,000株<br>(新株予約権1個当たり100株) |
| 新株予約権の払込価額             | 無償                           | 無償                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり3,317.2円                | 1株当たり3,317.2円                |
| 新株予約権の行使期間             | 平成17年7月26日から<br>平成27年6月28日まで | 平成19年7月1日から<br>平成27年6月28日まで  |
| 新株予約権の主な行使条件           | (注) 3                        | (注) 4                        |

- (注) 1. 平成18年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。各第3回新株予約権の一部行使はできないこととする。
2. 平成19年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。各第4回新株予約権の一部行使はできないこととする。

3. 平成20年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。各第5回新株予約権の一部行使はできないこととする。
4. 行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が決定した場合はこの限りでない。各第6回新株予約権の一部行使はできないこととする。

②上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

上記新株予約権のうち当社役員の保有するものはありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況(平成27年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                    |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 高木 嘉幸 | 社長執行役員<br>住宅分譲本部長<br>不動産ソリューション本部長<br>Cosmos Australia Pty Ltd 取締役社長<br>CA Finance Pty Ltd 取締役社長<br>CA Asset Management Pty Ltd 取締役社長           |
| 取 締 役    | 桑原伸一郎 | 常務執行役員<br>住宅分譲副本部長                                                                                                                              |
| 取 締 役    | 杉谷 景  | 常務執行役員<br>不動産ソリューション本部副本部長<br>建築本部長                                                                                                             |
| 取 締 役    | 枝廣寿雄  | 常務執行役員<br>経営管理本部長                                                                                                                               |
| 取 締 役    | 高井基次  | 大和ハウス工業株式会社 常務執行役員<br>同社マンション事業推進部統括部長<マンション事業担当>                                                                                               |
| 取 締 役    | 柴田英一  | 大和ハウス工業株式会社 上席執行役員<br>同社経営管理本部連結経営管理部長<br>大和ライフネクスト株式会社 社外監査役<br>Daiwa House Australia Pty Ltd 取締役<br>Daiwa House Australia Finance Pty Ltd 取締役 |
| 取 締 役    | 小林三郎  | 中央大学大学院客員教授<br>一橋大学大学院非常勤講師<br>早稲田大学大学院非常勤講師                                                                                                    |
| 取 締 役    | 岡田 賢二 | 伊藤忠エネクス株式会社 代表取締役社長                                                                                                                             |
| 常勤監査役    | 渡邊典彦  |                                                                                                                                                 |
| 監 査 役    | 中里智行  | 大和ハウス工業株式会社 東京本社経理部長<br>CYBERDYNE株式会社 社外取締役                                                                                                     |
| 監 査 役    | 久賀光興  | 公認会計士久賀光興事務所 代表<br>大和ライフネクスト株式会社 社外監査役                                                                                                          |
| 監 査 役    | 坂東規子  | あたご法律事務所                                                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役岡田賢二氏は、平成26年6月20日開催の第45期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役小林三郎氏、同岡田賢二氏は社外取締役であります。
3. 監査役久賀光興氏、同坂東規子氏は社外監査役であります。

4. 監査役久賀光興氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役小林三郎氏、同岡田賢二氏、監査役久賀光興氏及び同坂東規子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成27年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

| 氏名    | 新                            | 旧                                   |
|-------|------------------------------|-------------------------------------|
| 高木嘉幸  | 社長執行役員<br>経営管理本部長<br>企画開発本部長 | 社長執行役員<br>住宅分譲本部長<br>不動産ソリューション本部長  |
| 桑原伸一郎 | 常務執行役員<br>ソリューション本部長         | 常務執行役員<br>住宅分譲本部副本部長                |
| 杉谷景   | 常務執行役員<br>建築本部長              | 常務執行役員<br>不動産ソリューション本部副本部長<br>建築本部長 |
| 枝廣寿雄  | 常務執行役員<br>レジデンシャル本部長         | 常務執行役員<br>経営管理本部長                   |

## ②取締役及び監査役の報酬等

### 1. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分  | 員数  | 報酬等の額  |
|-----|-----|--------|
| 取締役 | 8名  | 119百万円 |
| 監査役 | 4名  | 18百万円  |
| 合計  | 12名 | 138百万円 |

(注) 1. 平成18年6月29日開催の第37期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。

2. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額20百万円（取締役4名に対し20百万円）。
- ・当事業年度における社外役員（4名）の報酬等の総額17百万円。

### 2. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、親会社又は子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は2百万円であります。

### ③社外役員に関する事項

1. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役岡田賢二氏は、伊藤忠エネクス株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。  
監査役久賀光興氏は、公認会計士久賀光興事務所の代表であります。当社は同事務所との間には特別な関係はありません。
2. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役久賀光興氏は、大和ライフネクスト株式会社の社外監査役であります。当社は同社との間で管理業務及び工事請負業務等に係る業務提携契約等を締結しております。
3. 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 主な活動状況                                                                             |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 小林三郎 | 当事業年度に開催した14回の取締役会全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。                     |
| 社外取締役 | 岡田賢二 | 当事業年度中に新たに取締役として就任し、就任後開催した10回の取締役会のうち7回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 久賀光興 | 当事業年度に開催した14回の取締役会全てに出席し、また、当事業年度に開催した15回の監査役会全てに出席し、主に会計・税務の見地から、適宜、意見を述べております。   |
| 社外監査役 | 坂東規子 | 当事業年度に開催した14回の取締役会全てに出席し、また、当事業年度に開催した15回の監査役会全てに出席し、主に法律的見地から、適宜、意見を述べております。      |

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### 4. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 37百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査及び四半期レビュー契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社であるCosmos Australia Pty Ltdは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuによる監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任の決定方針に係る決定機関が、取締役会から監査役会に変更されております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすため、グループ行動憲章を策定し、当社並びに当社グループにおける全役職員に周知徹底させる。
2. 管理部門にコンプライアンス担当部署を設置し、企業活動の健全性を確保する。
3. コンプライアンスB BOX(コンプライアンス相談窓口)を設置し、当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、当社グループの職員が取締役会又は取締役会の指名する者へ直接情報提供を行う手段を設ける。
4. 内部監査部門は、監査計画を策定し内部監査を実施する。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、管理及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 投資予算管理、投資ルール管理、不動産の事業化リスクの把握及びリスク解消の追跡等を行う部署を設置し、事業部門から独立してリスクの管理を行う。
2. 各部門は、それぞれの業務についてガイドラインやマニュアルの策定等を行い、担当業務に関するリスクの管理を行う。特に事業部門においては、統括する部署を設置し、事業活動に関するリスクの管理を行う。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 中期経営計画等の全社的な目標を定め、当社及び当社グループとして達成すべき目標を明確にする。
2. 意思決定プロセスの簡素化等及び取締役の担当職域や職務権限の明確化等により意思決定の効率化を図る。
3. 重要な事項については経営会議等を設置し、十分に協議を行った後に意思決定を行う。

### ⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. グループ行動憲章を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
2. 関係会社管理規程を定め、当社グループにおける業務の適正を確保する。
3. 当社及び当社グループにおける財務報告の信頼性の確保に向け、「財務報告に係る基本方針」を定め、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応する。

### ⑥監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役の職務を補助する使用人として監査役スタッフを選任する。

### ⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人(監査役スタッフ)の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
2. 法務担当部署は、係属中の訴訟等の一定の事項が記載された報告書を監査役へ提出する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と内部監査部門とは緊密な連携を保ち、相互の情報交換を実施する。

(注) 当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の内容を一部改定する決議を行っております。  
改定後の内容は次のとおりであります。（下線部分が変更箇所となります。）

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすため、グループ行動憲章を策定し、当社並びに当社グループにおける全役職員に周知徹底させる。
2. 管理部門にコンプライアンス担当部署を設置し、企業活動の健全性を確保する。
3. コンプライアンスB BOX（コンプライアンス相談窓口）を設置し、当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、当社グループの職員が取締役会又は取締役会の指名する者へ直接情報提供を行う手段を設ける。
4. 内部監査部門は、監査計画を策定し内部監査を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、管理及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 投資予算管理、投資ルール管理、不動産の事業化リスクの把握及びリスク解消の追跡等を行う部署を設置し、事業部門から独立してリスクの管理を行う。
2. 各部門は、それぞれの業務についてガイドラインやマニュアルの策定等を行い、担当業務に関するリスクの管理を行う。特に事業部門においては、統括する部署を設置し、事業活動に関するリスクの管理を行う。
3. 反社会的勢力には、企業として毅然とした態度で立ち向かう。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 中期経営計画等の全社的な目標を定め、当社及び当社グループとして達成すべき目標を明確にする。
2. 意思決定プロセスの簡素化等及び取締役の担当職域や職務権限の明確化等により意思決定の効率化を図る。
3. 重要な事項については経営会議等を設置し、十分に協議を行った後に意思決定を行う。

- ⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ・グループ行動憲章を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
    - ・関係会社管理規程を定め、当社グループにおける業務の適正を確保する。
    - ・コンプライアンスBOX（コンプライアンス相談窓口）を設置し、当社グループの役職員が適切に情報提供を行う手段を設ける。
    - ・当社グループにおけるコンプライアンス体制について、内部監査を実施する。
  - 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - グループリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体でリスクの把握、管理に努める。
  - 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ・中期経営計画等を定め、達成すべき目標を明確にする。
    - ・関係会社管理規程に基づき、子会社等の経営管理を行う。
  - 4. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - 業務の執行状況及び重要な事項について報告を求めると共に、内部監査等によるモニタリングを行う。
  - 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
    - 当社及び当社グループにおける財務報告の信頼性の確保に向け、「財務報告に係る基本方針」を定め、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応する。
- ⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項  
監査役の職務を補助する使用者として監査役スタッフを選任する。
- ⑦前項の使用者の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役の職務を補助する使用者（監査役スタッフ）の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑧当社の監査役への報告に関する体制
- 1. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
    - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
    - ・法務担当部署は、係属中の訴訟等の一定の事項が記載された報告書を監査役へ提出する。
  - 2. 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
    - 当社グループの内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。
- ⑨監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告した者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないものとする。

- ⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査に必要な費用を予め予算として計上する。
  - ・社内規程において、監査費用の前払い又は償還の手続、その他の費用の処理に関する手続を定める。

- ⑪その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と内部監査部門とは緊密な連携を保ち、相互の情報交換を実施する。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部           |               |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目             | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>66,875</b> | <b>流動負債</b>    | <b>45,998</b> |
| 現金及び預金          | 13,438        | 支払手形及び買掛金      | 5,300         |
| 受取手形及び売掛金       | 2,700         | 短期借入金          | 22,757        |
| 販売用不動産          | 14,487        | 1年内返済予定の長期借入金  | 7,248         |
| 仕掛販売用不動産        | 32,458        | 未払法人税等         | 35            |
| その他のたな卸資産       | 245           | 賞与引当金          | 372           |
| 繰延税金資産          | 764           | 役員賞与引当金        | 25            |
| その他             | 2,848         | 不動産特定共同事業出資受入金 | 900           |
| 貸倒引当金           | △67           | その他            | 9,357         |
| <b>固定資産</b>     | <b>15,918</b> | <b>固定負債</b>    | <b>20,865</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>372</b>    | 長期借入金          | 5,828         |
| 建物及び構築物         | 90            | 関係会社長期借入金      | 2,255         |
| その他             | 282           | 海外事業撤退損失引当金    | 8,317         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>209</b>    | 不動産特定共同事業出資受入金 | 1,700         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>15,336</b> | その他            | 2,764         |
| 長期貸付金           | 11,538        | <b>負債合計</b>    |               |
| 繰延税金資産          | 10            | <b>66,864</b>  |               |
| その他             | 3,826         | <b>純資産の部</b>   |               |
| 貸倒引当金           | △39           | 株主資本           | 17,345        |
|                 |               | 資本金            | 5,000         |
|                 |               | 資本剰余金          | 5,724         |
|                 |               | 利益剰余金          | 6,623         |
|                 |               | 自己株式           | △1            |
|                 |               | その他の包括利益累計額    | △1,416        |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 1             |
|                 |               | 為替換算調整勘定       | △1,417        |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>15,929</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>82,794</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>82,794</b> |

## 連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           |
|--------------------|---------------|
| <b>売上高</b>         | <b>75,620</b> |
| <b>売上原価</b>        | <b>61,366</b> |
| <b>売上総利益</b>       | <b>14,253</b> |
| <b>販売費及び一般管理費</b>  | <b>12,508</b> |
| <b>営業利益</b>        | <b>1,745</b>  |
| <b>営業外収益</b>       |               |
| 受取利息               | 2             |
| 設備賃貸料              | 44            |
| その他                | 20            |
|                    | 67            |
| <b>営業外費用</b>       |               |
| 支払利息               | 374           |
| 資金調達費用             | 69            |
| その他                | 17            |
|                    | 461           |
| <b>経常利益</b>        | <b>1,351</b>  |
| <b>特別利益</b>        |               |
| 固定資産売却益            | 3             |
| <b>特別損失</b>        |               |
| 固定資産除却損            | 4             |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> | <b>1,350</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 11            |
| 法人税等調整額            | △396          |
| <b>当期純利益</b>       | <b>1,735</b>  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |       |      |        |
|-------------------------|-------|-------|-------|------|--------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高                   | 5,000 | 5,724 | 4,887 | △1   | 15,610 |
| 当期変動額                   |       |       |       |      |        |
| 当期純利益                   |       |       | 1,735 |      | 1,735  |
| 自己株式の取得                 |       |       |       | △0   | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |       |       |       |      | —      |
| 当期変動額合計                 | —     | —     | 1,735 | △0   | 1,735  |
| 当期末残高                   | 5,000 | 5,724 | 6,623 | △1   | 17,345 |

|                         | その他の包括利益累計額  |          |               | 純資産合計  |
|-------------------------|--------------|----------|---------------|--------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |        |
| 当期首残高                   | 0            | △1,455   | △1,454        | 14,156 |
| 当期変動額                   |              |          |               |        |
| 当期純利益                   |              |          |               | 1,735  |
| 自己株式の取得                 |              |          |               | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 0            | 37       | 38            | 38     |
| 当期変動額合計                 | 0            | 37       | 38            | 1,773  |
| 当期末残高                   | 1            | △1,417   | △1,416        | 15,929 |

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8 社  
主要な連結子会社の名称 株式会社コスモスモア  
Cosmos Australia Pty Ltd

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社 なし  
(2) 持分法を適用していない関連会社（株式会社ラムザ都市開発）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたり同日現在の計算書類を使用しております。ただし連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。以上を除いた連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のあるもの 移動平均法による原価法

###### 時価のないもの

###### ②デリバティブ

###### ③たな卸資産

時価法  
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①賃貸用有形固定資産 定額法

###### ②上記以外の有形固定資産 主として定率法 (リース資産を除く)

###### ③自社利用のソフトウェア 主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

###### ④上記以外の無形固定資産 定額法 (リース資産を除く)

###### ⑤リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④海外事業撤退損失引当金

海外事業撤退に係る損失に備えるため、負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

- ・その他の工事

工事完成基準

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産負債及び費用収益は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、当該処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

③ヘッジ方針

負債に係る金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動との累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、その判定をもって有効性評価の判定に代えております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「差入保証金」（当連結会計年度3,540百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「未払金」（当連結会計年度3,463百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供されている資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 販売用不動産    | 1,749百万円  |
| 仕掛販売用不動産  | 12,924百万円 |
| 流動資産その他   | 16百万円     |
| 有形固定資産その他 | 26百万円     |
| 計         | 14,716百万円 |

※上記のほかに、CA Finance Pty LtdによるDaiwa House Australia Finance Pty Ltdからの借入に対して、Cosmos Australia Pty Ltd及びその子会社4社の総財産（4,558百万円）を担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 6,667百万円  |
| 長期借入金         | 4,277百万円  |
| 関係会社長期借入金     | 2,255百万円  |
| 計             | 13,200百万円 |

2. 不動産特定共同事業（匿名組合方式）の対象不動産等

|           |          |
|-----------|----------|
| 販売用不動産    | 2,074百万円 |
| 仕掛け販売用不動産 | 1,879百万円 |
| 計         | 3,954百万円 |

※上記に対応する出資受入金は「不動産特定共同事業出資受入金」に計上しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

850百万円

4. 保証債務等

保証債務

(被保証者)

住宅ローン利用顧客..... 7,983百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>の株式数(株) |
|-------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 普通株式  | 33,911,219           | —                   | —                   | 33,911,219          |
| 合計    | 33,911,219           | —                   | —                   | 33,911,219          |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            |                   |
|------------|-------------------|
|            | 平成17年7月25日取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              |
| 目的となる株式の数  | 213,400株          |
| 新株予約権の残高   | 2,134個            |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性を重視し、短期的な預金等に限定しており、資金調達については主に銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、事業に係る資産及び負債に関する金利及び為替の変動等のリスクヘッジを目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

貸付金は、取引先企業等の信用リスクにさらされております。また、海外事業に関する長期貸付金については、為替の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その殆どが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に事業用地の取得資金及び建築費の支払いに係る資金調達であります。営業債務、借入金は、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実現できなくなるリスク）にさらされております。また変動金利の借入金は金利の変動リスク、外貨建て預金は為替の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 4. (6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権、貸付金について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、四半期毎に取引の計画・方針・概要を取締役会で承認し、これに従い財務部門が取引を行っており、経理部門が取引条件、時価等の取引状況について、四半期毎に取締役会に報告しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりあります。なお、当該時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めておりません。

|                   | 連結貸借対照表<br>計上額(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金        | 13,438              | 13,438      | —           |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 2,700               | 2,700       | —           |
| (3) 長期貸付金         | 11,538              |             |             |
| 海外事業撤退損失引当金 ※1    | △8,317              |             |             |
|                   | 3,220               | 3,383       | 162         |
| (4) 投資有価証券 ※2     |                     |             |             |
| その他有価証券           | 2                   | 2           | —           |
| 資産計               | 19,362              | 19,525      | 162         |
| (1) 支払手形及び買掛金     | 5,300               | 5,300       | —           |
| (2) 短期借入金         | 22,757              | 22,757      | —           |
| (3) 1年内返済予定の長期借入金 | 7,248               | 7,248       | —           |
| (4) 長期借入金         | 5,828               | 5,817       | △10         |
| (5) 関係会社長期借入金     | 2,255               | 2,255       | —           |
| 負債計               | 43,390              | 43,380      | △10         |
| デリバティブ取引          | —                   | —           | —           |
| デリバティブ取引計         | —                   | —           | —           |

※1 海外事業に関する長期貸付金については、当社グループは海外事業から撤退する方針であることから、海外事業撤退に係る損失に備えるための海外事業撤退損失引当金を計上しているため、これを控除しております。

※2 「(4) 投資有価証券」は連結貸借対照表の「投資その他の資産」の「その他」に含まれております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法、有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (資産)

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(負債)

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) 関係会社長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、一部の長期借入金の時価については、金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(デリバティブ取引)

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一緒にとして処理されており、それらの時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分       | 連結貸借対照表計上額(百万円) |
|----------|-----------------|
| 非上場株式等 ※ | 125             |

※ 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、[(4) 投資有価証券]には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| 種類        | 1年以内<br>(百万円) | 1年超2年以内<br>(百万円) | 2年超3年以内<br>(百万円) | 3年超4年以内<br>(百万円) | 4年超5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|-----------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 13,438        | —                | —                | —                | —                | —            |
| 受取手形及び売掛金 | 2,700         | —                | —                | —                | —                | —            |
| 長期貸付金     | —             | 11,538           | —                | —                | —                | —            |
| 合計        | 16,138        | 11,538           | —                | —                | —                | —            |

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

| 種類                | 1年以内<br>(百万円) | 1年超2年以内<br>(百万円) | 2年超3年以内<br>(百万円) | 3年超4年以内<br>(百万円) | 4年超5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|-------------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------|
| 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 7,248         | —                | —                | —                | —                | —            |
| 長期借入金             | —             | 4,823            | 1,004            | —                | —                | —            |
| 関係会社長期借入金         | —             | 2,255            | —                | —                | —                | —            |
| 合計                | 7,248         | 7,079            | 1,004            | —                | —                | —            |

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 469円79銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 51円18銭  |

(その他注記)

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部           |               |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目             | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>63,865</b> | <b>流動負債</b>    | <b>44,246</b> |
| 現金及び預金          | 12,157        | 支払手形           | 4,029         |
| 売掛金             | 726           | 短期借入金          | 22,731        |
| 販売用不動産          | 14,509        | 1年内返済予定の長期借入金  | 7,239         |
| 仕掛け販売用不動産       | 32,534        | リース債務          | 1             |
| その他のたな卸資産       | 17            | 未払金            | 3,777         |
| 前渡金             | 1,944         | 未払費用           | 124           |
| 前払費用            | 159           | 未払法人税等         | 35            |
| 繰延税金資産          | 749           | 前受金            | 1,378         |
| その他             | 1,066         | 預り金            | 3,391         |
| 貸倒引当金           | △0            | 賞与引当金          | 330           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,472</b>  | 役員賞与引当金        | 22            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>72</b>     | 不動産特定共同事業出資受入金 | 900           |
| 建物              | 37            | その他            | 284           |
| 工具器具及び備品        | 27            | <b>固定負債</b>    | <b>10,233</b> |
| リース資産           | 6             | 長期借入金          | 5,816         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>135</b>    | リース債務          | 2             |
| 商標権             | 8             | 不動産特定共同事業出資受入金 | 1,700         |
| ソフトウェア          | 87            | その他            | 2,715         |
| その他             | 39            | <b>負債合計</b>    | <b>54,480</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,264</b>  | <b>純資産の部</b>   |               |
| 投資有価証券          | 125           | <b>株主資本</b>    | <b>14,857</b> |
| 関係会社株式          | 1,564         | 資本金            | 5,000         |
| 長期前払費用          | 13            | 資本剰余金          | 5,662         |
| 繰延税金資産          | 5             | 資本準備金          | 154           |
| 差入保証金           | 3,509         | その他資本剰余金       | 5,507         |
| その他             | 85            | <b>利益剰余金</b>   | <b>4,196</b>  |
| 貸倒引当金           | △39           | 利益準備金          | 61            |
|                 |               | その他利益剰余金       | 4,134         |
|                 |               | 繰越利益剰余金        | 4,134         |
|                 |               | <b>自己株式</b>    | <b>△1</b>     |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>14,857</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>69,337</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>69,337</b> |

## 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額  |               |
|-------------------|------|---------------|
| <b>売上高</b>        |      | <b>64,332</b> |
| <b>売上原価</b>       |      | <b>54,349</b> |
| <b>売上総利益</b>      |      | <b>9,983</b>  |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |      | <b>8,352</b>  |
| <b>営業利益</b>       |      | <b>1,631</b>  |
| <b>営業外収益</b>      |      |               |
| 受取利息              | 5    |               |
| 受取配当金             | 92   |               |
| 設備賃貸料             | 44   |               |
| その他               | 13   | 155           |
| <b>営業外費用</b>      |      |               |
| 支払利息              | 277  |               |
| 資金調達費用            | 69   |               |
| その他               | 19   | 365           |
| <b>経常利益</b>       |      | <b>1,421</b>  |
| <b>特別損失</b>       |      |               |
| 固定資産除却損           | 3    | 3             |
| <b>税引前当期純利益</b>   |      | <b>1,418</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税      | 17   |               |
| 法人税等調整額           | △483 | △465          |
| <b>当期純利益</b>      |      | <b>1,883</b>  |

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 資本金     | 株主資本  |          |         |       |          |         |       |        |        |
|---------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|-------|--------|--------|
|         | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |          |         | 自己株式  | 株主資本合計 |        |
|         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |       |        |        |
| 当期首残高   | 5,000 | 154      | 5,507   | 5,662 | 61       | 2,251   | 2,312 | △1     | 12,973 |
| 当期変動額   |       |          |         |       |          |         |       |        |        |
| 当期純利益   |       |          |         |       |          | 1,883   | 1,883 |        | 1,883  |
| 自己株式の取得 |       |          |         |       |          |         |       | △0     | △0     |
| 当期変動額合計 | —     | —        | —       | —     | —        | 1,883   | 1,883 | △0     | 1,883  |
| 当期末残高   | 5,000 | 154      | 5,507   | 5,662 | 61       | 4,134   | 4,196 | △1     | 14,857 |

| 純資産合計   |        |
|---------|--------|
| 当期首残高   | 12,973 |
| 当期変動額   |        |
| 当期純利益   | 1,883  |
| 自己株式の取得 | △0     |
| 当期変動額合計 | 1,883  |
| 当期末残高   | 14,857 |

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法  
(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの 移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 賃貸用有形固定資産 定額法  
(2) 上記以外の有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法  
(3) 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
(4) 上記以外の無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法  
(5) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法  
(6) 長期前払費用 期限内均等償却法

#### 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。  
(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

#### 繰延ヘッジ処理

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、当該処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

### (3) ヘッジ方針

金利スワップ

借入金

負債に係る金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動との累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、その判定をもって有効性評価の判定に代えております。

## 8. その他計算書類作成のための基本となる事項

### (1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供されている資産

|          |           |
|----------|-----------|
| 販売用不動産   | 1,749百万円  |
| 仕掛販売用不動産 | 12,924百万円 |
| 前渡金      | 16百万円     |
| 計        | 14,690百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 6,658百万円  |
| 長期借入金         | 4,265百万円  |
| 計             | 10,923百万円 |

2. 不動産特定共同事業（匿名組合方式）の対象不動産等

|          |          |
|----------|----------|
| 販売用不動産   | 2,074百万円 |
| 仕掛販売用不動産 | 1,879百万円 |
| 計        | 3,954百万円 |

※上記に対応する出資受入金は「不動産特定共同事業出資受入金」に計上しております。

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 299百万円   |
| 4. 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,067百万円 |
| 5. 関係会社に対する長期金銭債権 | 5百万円     |
| 6. 関係会社に対する短期金銭債務 | 2,924百万円 |
| 7. 関係会社に対する長期金銭債務 | 2百万円     |

8. 保証債務等

保証債務

(被保証者)

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 住宅ローン利用顧客          | 7,983百万円  |
| CA Finance Pty Ltd | 2,255百万円  |
| 計                  | 10,239百万円 |

(損益計算書に関する注記)

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 1. 関係会社に対する売上高        | 243百万円   |
| 2. 関係会社に対する営業費用       | 1,204百万円 |
| 3. 関係会社に対する営業取引以外の取引高 | 145百万円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末の<br>株式数(株) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 2,672              | 586               | —                 | 3,258             |
| 合計    | 2,672              | 586               | —                 | 3,258             |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加586株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|                |            |
|----------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金      | 25,545百万円  |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 12百万円      |
| 賞与引当金          | 109百万円     |
| 販売用不動産評価損      | 843百万円     |
| その他            | 2,629百万円   |
| 繰延税金資産小計       | 29,140百万円  |
| 評価性引当額         | △28,384百万円 |
| 繰延税金資産合計       | 755百万円     |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率               | 35.6%  |
| (調整)                 |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 2.4%   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.3%  |
| 連結納税制度適用に伴う影響額       | 0.4%   |
| 評価性引当額の増減額           | △69.6% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 4.1%   |
| 住民税均等割               | 0.8%   |
| その他                  | △4.2%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | △32.8% |

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は57百万円減額し、法人税等調整額が57百万円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名  | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合       | 関連当事者<br>との関係      | 取引内容            | 取引金額<br>(百万円) | 科目   | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------|---------------------------|--------------------|-----------------|---------------|------|---------------|
| 親会社 | 大和ハウス工業<br>株式会社 | 被所有<br>直接63.2%<br>間接 0.9% | 当社への<br>役員派遣<br>3人 | 共同事業にお<br>ける被立替 | 761           | 未払金  | 1,558         |
|     |                 |                           |                    | 金銭の返済           | 2,500         | —    | —             |
|     |                 |                           |                    | 利息の支払           | 4             | —    | —             |
|     |                 |                           |                    | 債務の被保証          | 22,363        | —    | —             |
|     |                 |                           |                    | 保証料の支払          | 45            | 未払費用 | 26            |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格・市場金利を勘案して、一般的な取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名                 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引内容  | 取引金額<br>(百万円) | 科目      | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------------|---------------------|---------------|-------|---------------|---------|---------------|
| 子会社 | 株式会社コスマスモア                     | 所有<br>直接100%        | 役員兼任<br>2人    | 金銭の借入 | 900           | —       | —             |
|     |                                |                     |               | 金銭の返済 | 900           | —       | —             |
|     |                                |                     |               | 利息の支払 | 0             | 未払費用    | 0             |
| 子会社 | Cosmos<br>Australia Pty<br>Ltd | 所有<br>直接100%        | 役員兼任<br>1人    | 金銭の貸付 | 210           | 流動資産その他 | 460           |
|     |                                |                     |               | 利息の受取 | 4             | —       | —             |
| 子会社 | CA Finance<br>Pty Ltd          | 所有<br>間接100%        | 役員兼任<br>1人    | 債務の保証 | 2,255         | —       | —             |

(注) 1. 上記各社は、当社の議決権を有しておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格・市場金利を勘案して、一般的な取引条件と同様に決定しております。

3. CA Finance Pty LtdによるDaiwa House Australia Finance Pty Ltdからの借入に対して債務保証を行っております。なお、当該保証に関する保証料等は収受しておりません。

### 3. 役員及び個人主要株主等

| 種類         | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引内容        | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|------------|----------------|---------------------|---------------|-------------|---------------|-----|---------------|
| 役員の<br>近親者 | 坂東 司朗          | 被所有<br>直接0.0%       | 法律顧問          | 法律業務の<br>委託 | 11            | 未払金 | 5             |

(注) 1. 当社監査役坂東規子の近親者であります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

日本弁護士連合会の「弁護士の報酬に関する規程」を参考に事案の内容等を勘案して決定しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額.....  | 438円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益..... | 55円55銭  |

#### (その他注記)

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社コスモスイニシア  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊明久印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高見勝文印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コスモスイニシアの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社コスモスイニシア  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊明久印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高見勝文印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コスモスイニシアの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

平成27年5月22日

株式会社コスモスイニシア  
代表取締役社長 高木嘉幸 殿

株式会社コスモスイニシア監査役会  
常勤監査役 渡邊典彦印  
監査役中里智行印  
監査役久賀光興印  
監査役坂東規子印

### 監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当該事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注)監査役 久賀光興、監査役 坂東規子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ①平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法（以下「改正会社法」といいます。）により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②改正会社法により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、責任限定契約を締結できるように所要の変更を行うものであります。
- なお、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲の変更に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③上記変更に伴い、章数および条数の変更等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本定時株主総会終結のときをもって効力を生じるものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                           | 変 更 案                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役および取締役会<br>(取締役の員数)<br>第18条 当会社の取締役は、3名以上とする。<br><br>(新 設) | 第4章 取締役および取締役会<br>(取締役の員数)<br>第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、3名以上とする。<br><br>2 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、3名以上とする。<br>(取締役の選任) |
| 第19条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。                                       | 第19条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。                                                                                   |
| 2 (記載省略)                                                          | 2 (現行どおり)                                                                                                                          |
| 3 (記載省略)                                                          | 3 (現行どおり)                                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の任期)<br>第20条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。                                                                                        | (取締役の任期)<br>第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<br>2 監査等委員の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<br>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。 |
| (新 設)                                                                                                                                                         | (代表取締役)<br>第21条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。                                                                                                                                                                                 |
| (新 設)                                                                                                                                                         | (代表取締役)<br>第21条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により、取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中からこれを選定する。<br>2 (現行どおり)                                                                                                                                   |
| (取締役会の招集通知)<br>第24条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 | (取締役会の招集通知)<br>第24条 取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。                                                                                  |
| (新 設)                                                                                                                                                         | (業務執行の決定の取締役への委任)<br>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。                                                                                                                     |
| 第26条 (記載省略)                                                                                                                                                   | 第27条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の報酬等)<br>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<br>(取締役の責任免除)<br>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | (取締役の報酬等)<br>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。<br>(取締役の責任免除)<br>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第5章 監査役および監査役会<br>第29条～第38条 (記載省略)                                                                                                                                                                               | (削 除)<br>(削 除)                                                                                                                                                                                                                            |
| (新 設)                                                                                                                                                                                                            | 第5章 監査等委員会<br>(監査等委員会の設置)<br>第30条 当会社は監査等委員会を置く。<br>(常勤監査等委員)<br>第31条 監査等委員会は、その決議により常勤監査等委員を若干名選定することができる。<br>(監査等委員会の招集通知)<br>第32条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                      |
| (新 設)                                                                                                                                                                                                            | 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。<br>(監査等委員会規則)<br>第33条 監査等委員会に関する事項について<br>は、法令または定款に定めがある場合のほかは、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。                                                                                              |
| (新 設)                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6章 計 算<br>第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 (記載省略)   | 第6章 計 算<br>第 <u>34</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                     |
| 第7章 会計監査人<br>第 <u>43</u> 条～第 <u>45</u> 条 (記載省略) | 第7章 会計監査人<br>第 <u>38</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                   |
| (新 設)                                           | <p style="text-align: center;"><b>附則</b></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/> <u>当会社は、第46期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に關し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合には、監査等委員会設置会社に移行することとなり、取締役8名全員は本定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任となります。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただくことを条件に、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 高木 嘉幸<br>(昭和35年6月21日生) | 昭和58年4月 株式会社日本リクルートセンター<br>(現株式会社リクルートホールディングス)<br>入社<br>昭和61年1月 当社入社<br>平成8年5月 Kingfisher Bay Resort Village Pty Ltd<br>取締役（現任）<br>平成13年4月 Cosmos Australia Pty Ltd<br>取締役社長（現任）<br>CA Asset Management Pty Ltd<br>取締役社長（現任）<br>平成17年6月 CA Finance Pty Ltd 取締役社長（現任）<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成21年10月 当社代表取締役社長<br>平成27年4月 当社代表取締役社長<br>社長執行役員<br>経営管理本部長<br>企画開発本部長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>Cosmos Australia Pty Ltd 取締役社長<br>CA Finance Pty Ltd 取締役社長<br>CA Asset Management Pty Ltd 取締役社長 | 3,554株     |
| 2     | 桑原伸一郎<br>(昭和34年4月25日生) | 昭和59年4月 株式会社リクルート<br>(現株式会社リクルートホールディングス)<br>入社<br>昭和61年1月 当社入社<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成27年4月 当社取締役<br>常務執行役員<br>ソリューション本部長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 18,031株    |

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 杉 谷 景<br>(昭和31年3月11日生)   | 昭和53年4月 佐藤工業株式会社入社<br>昭和59年2月 株式会社日本リクルートセンター<br>(現株式会社リクルートホールディングス)<br>入社<br>昭和60年5月 当社入社<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成27年4月 当社取締役<br>常務執行役員<br>建築本部長(現任)                                                                                                                                                                                                          | 3,100株     |
| 4     | 枝 廣 寿 雄<br>(昭和38年1月26日生) | 昭和60年4月 株式会社リクルート<br>(現株式会社リクルートホールディングス)<br>入社<br>昭和61年1月 当社入社<br>平成22年6月 当社取締役<br>平成27年4月 当社取締役<br>常務執行役員<br>レジデンシャル本部長(現任)                                                                                                                                                                                                                                 | 3,800株     |
| 5     | 高 井 基 次<br>(昭和24年2月22日生) | 昭和46年4月 野村不動産株式会社入社<br>平成6年6月 同社取締役<br>平成15年6月 同社取締役副社長<br>平成16年5月 野村不動産ホールディングス株式会社<br>取締役<br>平成20年4月 野村不動産株式会社取締役<br>副社長執行役員<br>平成24年10月 大和ハウス工業株式会社 上席執行役員<br>同社マンション事業推進部統括部長<br><マンション事業担当><br>平成25年6月 当社取締役(現任)<br>平成26年4月 大和ハウス工業株式会社 常務執行役員<br>同社マンション事業推進部統括部長<br><マンション事業担当>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>大和ハウス工業株式会社 常務執行役員<br>同社マンション事業推進部統括部長<マンション事業担当> | —          |

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | 柴田英一<br>(昭和36年2月10日生) | 昭和58年4月 大和ハウス工業株式会社入社<br>平成17年4月 同社管理本部連結経営管理部長<br>平成19年4月 同社経営管理本部連結経営管理部長<br>平成23年4月 同社執行役員<br>同社経営管理本部連結経営管理部長<br>平成25年6月 当社取締役（現任）<br>平成26年4月 大和ハウス工業株式会社 上席執行役員<br>同社経営管理本部連結経営管理部長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>大和ハウス工業株式会社 上席執行役員<br>同社経営管理本部連結経営管理部長<br>大和ライフネクスト株式会社 監査役<br>Daiwa House Australia Pty Ltd 取締役<br>Daiwa House Australia Finance Pty Ltd 取締役 | —          |
| 7     | 岡田賢二<br>(昭和26年3月23日生) | 昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成17年6月 同社執行役員<br>平成19年4月 同社金融・不動産・保険・物流カンパニー<br>エグゼクティブバイスプレジデント<br>建設・不動産部門長<br>平成20年4月 同社常務執行役員金融・不動産・保険・<br>物流カンパニー プレジデント<br>平成20年6月 同社代表取締役常務取締役<br>平成22年4月 同社代表取締役常務執行役員<br>平成24年6月 伊藤忠エネクス株式会社<br>代表取締役社長（現任）<br>平成26年6月 当社取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>伊藤忠エネクス株式会社 代表取締役社長                                                      | —          |

- (注) 1. 高木嘉幸氏は、Kingfisher Bay Resort Village Pty Ltd の取締役を兼務しており、当社の連結子会社であるCA Finance Pty Ltd は同社と金銭消費貸借に係る取引があり、CA Finance Pty Ltd のDaiwa House Australia Finance Pty Ltd からの借入に対し、同社から総財産担保の提供を受けており、また、当社の連結子会社であるKBRV Resort Operations Pty Ltd は同社とリゾート施設等に係るリース取引があります。  
 他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡田賢二氏は社外取締役候補者であります。
3. 岡田賢二氏について会社法施行規則第74条第4項第2号に係る理由  
 同氏は、伊藤忠商事株式会社において長年にわたって建設・不動産部門の責任者として事業を遂行され、豊富な経験と見識を有しておられること、また、伊藤忠エネクス株式会社の代表取締役を現任されており、当社の経営全般に対し有効かつ的確な助言をいただけると判断し、候補者とするものであります。

4. 岡田賢二氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、岡田賢二氏と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。同氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、岡田賢二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合には、監査等委員会設置会社に移行することとなり、監査役4名全員は本定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任となります。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただくことを条件に、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※ 坂東規子<br>(昭和24年3月31日生) | 昭和48年4月 長野法律事務所入所<br>平成7年4月 あたご法律事務所開設(現任)<br>平成23年6月 当社監査役(現任)                                                                                                                                                        | 246株       |
| 2     | ※ 渡邊典彦<br>(昭和32年9月28日生) | 昭和56年4月 株式会社日本リクルートセンター(現株式会社リクルートホールディングス)入社<br>昭和61年7月 当社入社<br>平成13年7月 当社エステートアプリケーション事業部統括部長<br>平成16年1月 当社総務人事部長<br>平成18年7月 当社横浜支社長<br>平成20年1月 当社アセットマネジメント事業部副事業部長<br>平成20年6月 株式会社コスマスモア取締役<br>平成24年6月 当社常勤監査役(現任) | 600株       |
| 3     | ※ 吉田高志<br>(昭和28年12月7日生) | 昭和54年11月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所<br>平成13年6月 監査法人太田昭和センチュリー(現新日本有限責任監査法人)代表社員<br>平成20年8月 新日本有限責任監査法人 常務理事<br>平成25年7月 吉田公認会計士事務所開設(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>吉田公認会計士事務所 代表<br>日本精蠅株式会社 社外監査役                                   | —          |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 坂東規子氏及び吉田高志氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 坂東規子氏について会社法施行規則第74条の3第4項第2号及び同条同項第5号に係る理由  
     同氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、法律的見地から重要事項について有効かつ的確な助言をいただけると判断し、候補者とするものであります。

5. 吉田高志氏について会社法施行規則第74条の3第4項第2号及び同条同項第5号に係る理由  
同氏は、公認会計士として会計の専門的知識を有し、客観的立場から当社の経営についての助言をいただけだと判断し、候補者とするものであります。
6. 当社は、坂東規子氏と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏とあらためて監査等委員である取締役として責任限定契約を締結する予定であります。また渡邊典彦氏及び吉田高志氏が選任された場合には、両氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、坂東規子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、吉田高志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合には、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただくことを条件に、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額の定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を勘案して年額5億円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内）と定めること、ならびに各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であります、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が効力を生じますと、取締役は7名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合には、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただくことを条件に、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等の諸般の事情も勘案し、年額6,000万円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

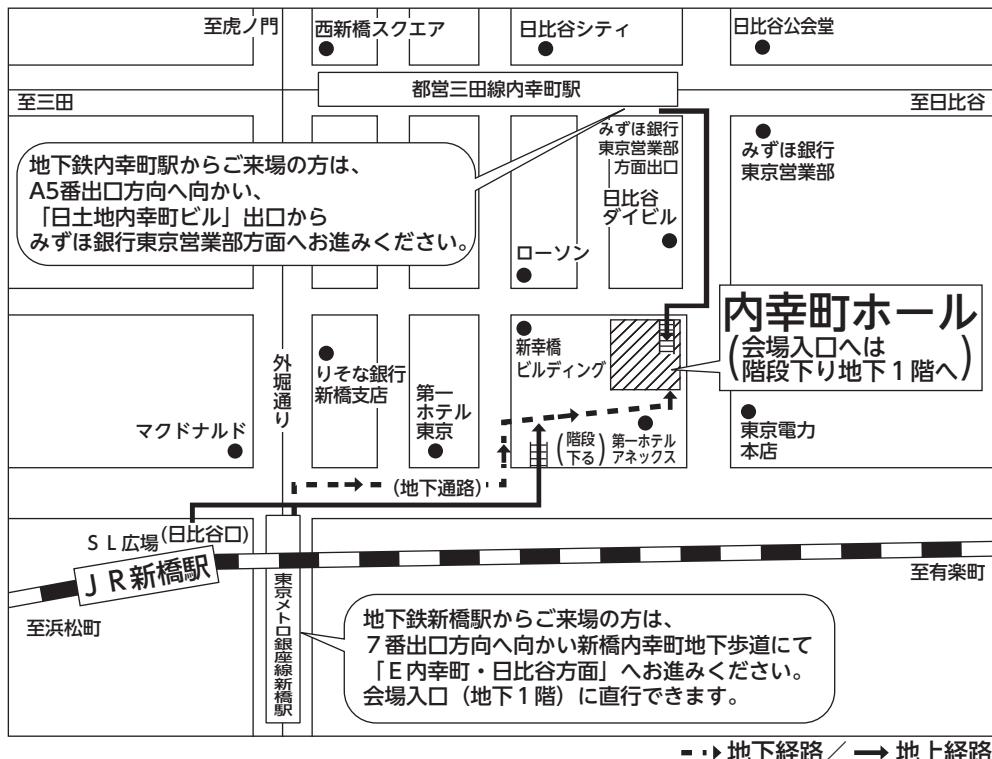
第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が効力を生じますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区内幸町一丁目5番1号  
千代田区立内幸町ホール  
TEL 03-3500-5578



## 交通のご案内

- J R 新 橋 駅 : 日比谷口より第一ホテル東京方向へ向かい、地下道入口階段を下り徒歩5分
- 都営三田線 内幸町駅 : 「日土地内幸町ビル」出口からみずほ銀行東京営業部方面へ進み徒歩4分
- 東京メトロ銀座線 新 橋 駅 : 7番出口方向へ向かい新橋内幸町地下歩道にて「E内幸町・日比谷方面」へ進み徒歩5分

※専用駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

## 森林育成紙TM使用

私たち大和ハウスグループは、「共創共生」の基本姿勢のもと、健全な森林育成のために、当冊子には森林育成紙TMを使用しています。